

(10) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成29年11月16日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

甲 国

乙 鳥取市 企業

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金64,925円を甲に、8,011円を乙に、それぞれ支払うものとすること。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成28年8月17日

(2) 事故発生場所

鳥取市吉成地内

(3) 事故の状況

鳥取県鳥取警察署所属の職員が、公務のため普通特種自動車（パトカー）を運転中、運転操作を誤り、和解の相手方甲が設置するガードパイプ及び和解の相手方乙が設置する電柱標識板に衝突し、同ガードパイプ及び同電柱標識板を破損させたものである。